

参 考 资 料

【参考資料 1】

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について

基発 0602 第 13 号
平成 23 年 6 月 2 日

陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)における労働災害防止対策については、交通労働災害防止対策及び荷役作業に係る墜落・転落災害等防止対策を重点に置いて取り組んでいるところであるが、「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)における「(別表)成長戦略実行計画(工程表)」において、2020 年までに実現すべき成果目標として「労働災害発生件数を 3 割減」が掲げられたことから、労働災害全体の減少に向けた対策を推進強化する必要がある。

陸運業における休業 4 日以上(死亡災害発生状況)をみると、全産業の 1 割強を占め、そのうち、7 割が荷役作業時に発生しており、さらにそのうち「墜落・転落」災害が 3 割強と最も多くなっている。また、全産業と比べ、ここ 10 年間の労働災害の減少率は低く、災害発生率が高止まりしている状況にある。他方、死亡災害については、昨年は増加に転じたものの、5 年前から減少傾向にあり、その 6 割を占める「交通事故」に対しては、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、適正な走行管理等の実施について、事業場に対して指導を行っているところである。

こうした状況を踏まえると、陸運業においては、今後、荷役作業時における労働災害を大幅に減少させることが課題となっている。

また、この陸運業における荷役作業時の労働災害の多くは、荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)の事業場構内で発生しているが、これらの労働災害は荷主等が提供する荷の積卸しに係る作業環境に影響されており、陸運業の事業者(以下「陸運事業者」という。)による安全衛生対策のみでは十分な効果が上がりにくい状況にある。

このため、陸運業の労働災害防止対策においては、陸運事業者のみならず、荷主等が積極的に関与することにより、自主的な安全衛生活動の一層の推進を図るとともに、関係団体及び行政が一体となって対策を推進していく必要がある。

以上の諸状況を踏まえ、陸運業における労働災害を中長期的に減少させるため、今般、別紙 1 のとおり「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策」を策定し、陸運業における荷役作業時の安全衛生水準のより一層の向上を図ることとしたので、その的確な実施に万全を期されたい。

なお、関係団体に対し、別紙 2 により要請したので、了知されたい。

別紙 1

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策

1. 基本的考え方

陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)においては、労働者が貨物自動車運転者又は荷役作業員として、所属する事業者による直接的な管理監督の場を離れて、荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)自社以外の場所(以下「荷主先等」という。)において、自社単独又は他社の労働者と共同で作業が行われるといった作業形態についての特徴がみられる。

また、荷主等が提供する荷の積卸し現場の作業環境や荷主等が示す発注条件の影響を受けやすいといった特徴もみられる。

このような特徴から、陸運業においては、労働者が荷の積卸し作業や荷締め・シート掛け作業中に荷台や荷から墜落・転落する労働災害が最も多く発生しており、また、荷の取扱運搬作業中の動作の反動や転倒による災害、フォークリフト運転作業における激突、はさまれ災害が目立っている。

このため、陸運業の荷役作業における労働災害防止対策の推進に当たっては、陸運業の事業者(以下「陸運事業者」という。)の努力だけでは困難な面もあり、荷役作業場等を管理する荷主等が、

- (1) 荷役作業場において作業床の設置等安全な作業環境を整備する
- (2) 貨物自動車運転者が行う走行や荷役作業に負荷のかからない発注条件を示す
など、陸運事業者が行う安全衛生対策に対して、積極的

に関与することが重要である。

については、陸運事業者と荷主等が密接な連携協力を図るとともに、これら事業者の関係団体、陸上貨物運送事業労働災害防止協会(以下「陸災防」という。)及び労働基準行政が一体となって、陸運業の荷役作業における労働災害防止対策を推進していくこととし、同対策の推進に当たっては、関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査及びリスク低減措置(以下「リスクアセスメント等」という。)の実施を促進させ、安全な作業環境を整備することにより、自主的な安全衛生活動を活性化し、もって陸運事業者が行う荷役作業における安全衛生水準の一層の向上を図ることとする。

2. 対策における関係者別実施事項

陸運事業者、荷主等及び荷主となり得る企業を会員に多く抱える商工会議所、経営者協会等の団体(以下「荷主関係団体」という。)並びに陸災防及び陸運業関係団体においては、次の実施事項を的確に実施すること。

(1) 陸運事業者

陸運事業者においては、別紙 1-1「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」について、確実な実施を図ること。また、リスクアセスメント等を実施するように努めるなど、自主的な安全衛生活動を推進し、安全衛生水準の向上を図ること。

(2) 荷主等及び荷主関係団体

荷主等においては、陸運事業者の労働者の安全な荷

荷主等向け 荷役災害防止セミナー

～ 荷主等の構内でのトラックからの墜落・転落災害を防止しましょう ～

役作業のため、別紙 1-2「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するための荷主等の実施事項」を実施すること。また、荷主関係団体においては、荷主等の実施事項について、会員に対して周知すること。

(3) 陸災防及び陸運業関係団体

陸災防は、次の事項を主体的に実施・推進すること。

- ア 労働災害防止に関する中・長期的な事業計画の策定
- イ 各種情報の分析・提供、調査研究活動の推進
- ウ 安全衛生教育の充実、広報活動の推進
- エ 事業者の労働災害防止対策の推進に対する必要な指導・援助
- オ 安全衛生意識の高揚のための諸活動
- カ 安全作業マニュアル等の作成・普及

キ 安全パトロールの実施

また、陸運業関係団体は、陸災防が行う上記の事項について連携を図るとともに、陸運事業者が行う安全衛生活動に対する必要な支援を行うこと。

3. 労働基準行政の実施事項

2に掲げた事項について、陸運事業者が的確に労働災害防止対策を実施するよう必要な指導等を行うこと。また、荷主関係団体への必要な協力要請を行いつつ、荷主等が陸運事業者と連携協力して安全な作業環境整備に向けた事項を実施するよう指導を行うこと。さらに陸災防及び陸運業関係団体において、それぞれの役割に応じて適切な措置が実施されるよう必要な指導、要請等を行うこと。

別紙 1-1

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置

陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)における事業者(以下「陸運事業者」という。)は、荷役作業における労働災害防止を推進する主体として、責任を有するものであるが、大幅な労働災害減少を効果的に進めるため、荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)に対して作業環境の整備に係る協力を要請するなど荷主等と緊密な連携協力を図りながら、「1. 基本的事項」に定める事項について必要な措置を講じるとともに、それぞれの荷役作業の種類に応じて「2. 荷役作業別の労働災害防止上の重点事項」により具体的な対策を進めることとする。

1. 基本的事項

(1) 安全衛生管理体制の整備等

労働災害の防止は事業者の責務であり、経営トップが率先して事業場における安全衛生方針を表明した上で、効果のある安全衛生管理を行うため、各級管理者の役割、責任、権限を明確にした安全衛生管理体制を整備すること。その際、必要な管理者等の選任や安全衛生委員会など労働者の意見聴取の場の設定といった労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)に規定された事項の履行はもとより、陸運業に特有の労働災害防止の観点から、次の事項に留意して行うこと。

ア 必要な管理者等の選任

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者(安衛法第 10、11、12、12 条の 2 関係)、交通労働災害防止担当管理者など安全衛生を管理する者を選任すること。

現場の作業の指揮等に必要なのは、はい作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者等を選任すること(労働安全衛生規則第 428、151 条の 4、420 条関係)。

イ 安全衛生管理規程の作成、整備

安全衛生管理体制、各管理者等の職務と権限、労働者の遵守事項等をわかりやすく文書化した「安全衛生管理規程」を作成、整備すること。

ウ リスクアセスメントの実施体制の整備

荷役作業について、作業現場に応じて危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)を実施する担当者を定めるなど実施体制を整備すること(安衛法第 28 条の 2 関係)。

エ 目標の設定及び計画の作成、実施、評価、改善等
トップが表明する安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定の上、これを達成するため、リスクアセスメント実施結果に基づき、具体的なリスク低減措置等を含む年間安全衛生計画を作成すること。次いで、計画に従って安全衛生対策を実施した上で、その実施状況・効果等について、一定期間ごとに評価し、必要な改善を行うこと。

オ 労働者からの意見聴取

安全衛生委員会等労働者からの意見聴取の場を設ける(安衛法第 19 条関係)とともに、荷役作業時の労働災害防止及び交通労働災害防止に関する事項を必ず調査審議すること。

(2) 荷主等との連携協力による安全対策の推進

陸運事業者は、荷主等自社以外の場所(以下「荷主先等」という。)での労働災害や複数の事業者の労働者による混在作業における労働災害を防止するため、次の事項に留意して荷主等と連携協力して安全対策を進めること。

なお、元請事業者においては、下請事業者に対して連絡調整事項を伝達するとともに、下請事業者が行う安全衛生教育に対する資料の提供、講師の派遣等必要な支援を行うこと。

ア 荷主等に対して、運送契約時において、荷役作業の有無、運搬方法、作業の分担等の作業条件及び作業場所の環境、作業の留意点等の連絡調整に係る事項について別添 1 を参考に文書により適切な取決めを行い、その内容を作業員全員に伝達すること。

イ 荷主等に対して、運送の都度、事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等荷役作業の内容を「安全作業連絡書(例)」(別添 2)を参考に確認すること。その上で、運転者等に対して、荷役作業の内容等を周知するとともに、必要な安全対策を指示すること。

ウ 荷役作業を行う可能性がある場合には、安全な作業方法の確立について、当該荷主と協議する場を設けるよう荷主に対して働きかけること。特に、死傷災害の多くを占める荷役作業における墜落・転落災害の防止については、高所での作業をできる限り避ける作業方法とともに、作業床、手すり、墜落防止柵の設置等の設

荷主等向け 荷役災害防止セミナー

～ 荷主等の構内でのトラックからの墜落・転落災害を防止しましょう ～

- 備面の対策を荷主等に対して協力を要請すること。
- エ 荷主等との連携協力によりリスクアセスメントを実施し、墜落災害防止用の設備面での対策、適切な作業計画、作業手順書の作成等適切なリスク低減措置を講じること。
- (3) 適切な作業計画及び作業手順書の作成による安全な荷役作業方法の確立
- 安全な荷役作業方法を確立するため、作業計画及び作業手順書を次の点に留意して作成すること。
- なお、墜落等の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を必ず着用させること。
- ア 荷役作業を行う場合には、作業場所の状況、フォークリフト等の荷役運搬機械の使用の有無及び使用する場合の種類と能力、荷の種類と形状、重量等に適応する作業計画を作成し、作業者に周知・徹底すること。なお、荷役運搬機械に係る作業計画を作成するに当たっては下記(4)のリスクアセスメントの結果を踏まえたものとする。
- イ 作業計画に基づき、荷役作業の安全の確保に十分配慮した作業手順書を作成し、関係作業員等に周知すること。
- ウ 荷主先等での荷役作業における作業計画、作業手順書の作成に当たっては、荷主等との協議の場等を活用するなどにより荷主等と連携すること。
- エ 労働者に荷役作業を行わせる場合、労働者の疲労に配慮して十分な休憩時間を確保すること。
- なお、事前に予定していない荷役作業を行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、走行計画を変更すること。
- オ 荷役作業による労働者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備付け又はフォークリフト等の荷役運搬機械の使用に努めること。
- カ 貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、特に次の事項を徹底すること。
- (ア) 最大積載量を超えないこと。
- (イ) 偏荷重が生じないように積載すること。
- (ウ) 荷崩れ又は荷の落下を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等の措置を講ずること。
- (1) 機械設備に係る安全性の確保
- ア 適正な方法による機械の使用及び検査等の適正な実施
- 車両系荷役運搬機械をはじめとする機械設備の使用に当たっては、製造者等から提供される使用上の情報(危険情報)を活用してリスクアセスメントを行い、その結果に基づき適切な危険防止対策を講ずること。また、車両系荷役運搬機械について、法令に定められた適正な方法による作業を行うとともに、定期自主検査、作業開始前点検、修理等を適正に実施すること。
- イ 荷役作業の墜落防止等設備に係る安全性の確保
- 作業床、手すり、柵、防網等墜落・転落防止等の設備については、荷主等に協力を要請することにより、適正な構造要件を確保するとともに適宜点検、整備を励行することによりその安全の確保を徹底すること。
- ウ リース業者等の措置への対応
- リース業者が貸与する機械設備については、その点検整備状況について確認すること。
- (2) 安全衛生教育等の推進
- ア 法定の資格等の取得
- 次の危険な業務等については、安衛法に基づく資格、技能講習の受講が必要であり、これらの資格等を計画的に取得させること。
- (ア) 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務
- (イ) 最大荷重1トン以上のショベルローダー運転業務
- (ウ) 最大荷重1トン以上のフォークローダー運転業務
- (エ) 高さ2メートル以上のはいのはい付け、はいくずし等の作業における作業主任者の職務
- (オ) つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーン運転業務
- (カ) つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務
- (キ) つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーン運転業務
- イ 安全衛生教育
- 安全衛生教育の実施に当たっては、安衛法及び同法第19条の2第2項に基づく能力向上教育に関する指針、同法第60条の2第2項に基づく安全衛生教育に関する指針及び「安全衛生教育推進要綱」(平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」により示されているもの。)に基づき、次に掲げる教育をはじめとして、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定めるとともに、労働者の職業生活を通じた中長期的な推進計画を整備すること。特に陸運業における労働災害の8割は貨物自動車運転者が被災していることから、貨物自動車運転者に対する雇入れ時等安全衛生教育の充実に留意すること。なお、これら教育を事業者のみで行うことが困難な場合は、安全衛生関係団体等が実施する安全衛生教育を計画的に受講させること。
- (ア) 雇入れ時等の安全衛生教育
- (イ) フォークリフトの運転の特別教育(最大荷重1トン未満)
- (ウ) 小型移動式クレーンの運転の特別教育(つり上げ荷重1トン未満)
- (エ) フォークリフト運転業務従事者教育
- (オ) 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
- (カ) 積卸し作業指揮者教育
- (キ) 危険予知訓練(交通・荷役)
- (ク) リスクアセスメント教育
- (ケ) 腰痛予防管理者教育
- ウ 荷役作業現場の作業責任者に対する教育
- 荷役作業現場において作業指揮をする責任者に対しては、安全な荷役作業方法について、職長教育に準ずる安全衛生教育を実施すること。
- (3) 腰痛予防対策
- 陸運業においては、荷役作業において重量物を取り扱う機会が多いこと、また、長時間の車両運転を行うことが多いことから、「職場における腰痛予防対策指針」(平成6年9月6日付け基発第547号)に基づき、重量物取扱い作業、長時間の車両運転等の作業の作業態様別の対策を講じるとともに、重量物取扱い作業等に常時従事する労働者に対し「腰痛予防のための労働衛生教育」を実施すること。
- (4) 派遣労働者の安全衛生の確保
- 派遣労働者の安全衛生の確保については、「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」(平成21年3月31日基発第0331010号)に基づき、派遣

荷主等向け 荷役災害防止セミナー

～ 荷主等の構内でのトラックからの墜落・転落災害を防止しましょう ～

先事業者として派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即して適切に講ずるとともに、それぞれの責任区分に応じた安衛法上の措置を講じる必要性から、派遣元事業者との連絡調整を的確に実施すること。

2. 荷役作業別の労働災害防止上の重点事項

(1) 人力荷役作業の各作業(荷の積卸し作業、荷締め・シート掛け等作業)に共通の事項

貨物自動車からの荷の積卸し作業などの人力荷役作業においては、墜落・転落災害が最も多いことから、これによる労働者の危険を防止するため、次の事項を実施すること。

- ア 平荷台の上での作業や荷の上の移動は可能な限り避け、地上での作業や移動とすること。
- イ 荷台からの墜落防止のための作業床を設置すること。平荷台上での作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床等を設置すること。
- ウ 床面と平荷台、床面と平荷台の周囲に設けた作業床との昇降については、安全に昇降できる設備を設置すること。
- エ 箱型荷台上で作業を行わせる場合には、背を荷台外側に向けた姿勢で作業を行わせないこと。また、その姿勢で後ずさりさせないこと。
- オ 上記イ及びウの措置について、作業が荷主先等で行われる場合には、荷主等に対して協力を要請するなど連携協力の上で講じること。
- カ 墜落時保護用の保護帽を着用させること。
- キ 雨天時に荷や荷台上で作業させる場合は、JIS 適合品で「E」マークが表示されている耐滑性のある靴を使用させること。

(2) 人力荷役作業の各作業(荷の積卸し作業、荷締め・シート掛け等作業)別に特有の事項

ア 荷の積卸し作業

- (ア) 荷主先等において荷主等の労働者と荷の積卸し作業を共同で実施する場合、あらかじめ、作業の役割分担を明確にした上で、作業間の連絡調整を十分に行うこと。
- (イ) フォークリフト等による荷の積卸しの際に荷や荷台の上で作業を行う場合は、当該フォークリフトの作業範囲に立ち入らないとともに、フォークリフト等の運転者から見える立ち位置を確保すること。
- (ウ) 荷台のあおりを立てる場合には必ず荷台にロックをかけて固定すること。

イ 荷締め作業

- (ア) 作業時の貨物自動車の逸走を防止するため、車止め等の措置を講じること。
- (イ) あおりの上に立つ場合には、あおりが荷台に固定されていることを確認すること(ウ) 荷締め器具の機能について、作業前に点検を行うこと。

ウ シート掛け・シート外し作業

- (ア) 地上で行うこと。地上で行うことができない場合には荷台の周囲に作業床を設け、作業床上で行うこと。
- (イ) シートが荷やあおりなどに引っ掛かった場合には、無理に引っ張らないようにすること。

(ウ) 作業者の服装等

フォークリフトの運転の際には、作業衣の袖等がレバーに引っかかり不意の動作による労働災害の発生

(3) 取扱い運搬作業

荷の取扱い運搬作業においては、「無理な動作」による災害が最も多いことから、「職場における腰痛予防対策指針」における「重量物取扱い作業」の対策に基づき、自動化省力化、取扱重量、荷姿改善、作業姿勢・動作、取扱時間等に留意する他、特に次の点に着目して、作業負担を軽減すること。

- ア 荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばしてしっかり持つこと。
- イ 床上 50cm 以下又は胸より高い位置で取り扱わないこと。
- ウ 荷物の重量が 55kg を超える荷は 2 人以上又は台車により取り扱うこと。

(4) フォークリフトによる荷役作業

フォークリフト作業においては、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、激突、あるいは激突され災害と様々な型の労働災害が発生しており、また、運転者のみならず、周囲の荷役作業者にも被害が及ぶことから、次に掲げる管理面の対策及びフォークリフトを使用する際の対策を講じること。

ア 作業を行う前の管理面の対策

(ア) 作業計画の作成及び周知

当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適用する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わせること(労働安全衛生規則第 151 条の 3 関係)。

(イ) 作業指揮者の選任

フォークリフトを用いて作業を行うときは、「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」を定め、作業計画に基づき荷役作業の指揮を行わせること。なお、作業指揮者には、平成 4 年 12 月 11 日付け基発第 150 号「車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する教育について」に基づき、安全教育を実施すること(労働安全衛生規則第 151 条の 4 関係)。

(ウ) 就業制限等

フォークリフトの能力に応じて、最大荷重 1 トン以上であれば、運転技能講習を修了した者でなければ運転はできないこと(1 トン未満であっても、事業者は特別教育を運転者を実施しなければならない。)(労働安全衛生規則第 41 条及び第 36 条関係)。

(エ) 点検・定期自主検査の実施

作業開始前点検、定期自主検査(月次、年次)、特定自主検査(年次)を実施すること(労働安全衛生規則第 151 条の 21～24 関係)。

イ 実際の作業を行う上で不安全状態及び不安全行動を防止する対策

(ア) 接触の防止

フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立入禁止を徹底するため、運行経路と歩道の分離、立入禁止区域の設定、標識の設置などの措置を講ずること(労働安全衛生規則第 151 条の 7～9 関係)。

(イ) 用途外使用の禁止

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を荷のつり上げ、労働者の昇降等主たる用途以外の用途に使用してはならないこと(労働安全衛生規則第 151 条の 14 関係)。

を防止するため、袖口の締まった服を着用するとともに、運転席から身を乗り出す等の行動をしないこと。

(別添 1) 運送契約時に必要な連絡調整に係る事項 (40 ページに掲載)

(別添 2) 安全作業連絡書(例) (41 ページに掲載)

別紙 1-2

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するための荷主等の実施事項

1. 基本的考え方

陸上貨物運送事業(以下「陸運業」という。)における労働災害は、被災者の8割が貨物自動車運転者で、全体の7割が荷役作業時に発生している。荷役作業時の災害では、墜落・転落災害が最も多く、そのうち、7割近くが荷主、配送先、元請事業者等(以下「荷主等」という。)の事業場で発生している。

こうした状況にあって、陸運業における荷役作業時の災害を大幅に減少させるためには、陸運業の事業者(以下「陸運事業者」という。)が講じる安全衛生対策のみでは十分とは言えず、荷主等が陸運事業者に対して安全な作業環境を設備面で協力することが効果的であり、大変重要である。

このため、荷主等が管理する事業場構内において、陸運事業者に荷役作業を行わせる場合には、次の2. に掲げる必要な対策を実施することにより陸運事業場の労働者の安全確保に協力すること。

2. 実施事項

(1) 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場の設置

荷主等の管理する事業場における荷役作業に係る安全確保のための陸運事業者との協議の場を設置し、陸運事業者との間で荷役作業に係る連絡調整が十分に行える体制を整備すること。

(2) 荷役作業の有無、内容、役割分担等の陸運事業者への通知

荷主等の事業場における陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担等について、「安全作業連絡書」(別添)を活用するなどにより、事前に陸運事業者へ通知すること。

また、通知する際には、当該陸運事業者から、作業員や運転者が必要な資格を有すること及び作業指揮者教育(車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育)が実施されていることを確認すること。

(3) 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策(作業手順及び安全設備)

ア 貨物自動車の荷台等高所での荷役作業を陸運事業者に行わせる場合には、陸運事業者と連携の上、リスクアセスメントとともに、その結果に基づき、適切なリスク低減対策(安全対策)を実施すること。

イ 貨物自動車の荷台で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床等墜落転落防止

のための設備を設置すること。その際、設備については、適正な構造要件を確保するとともに、点検、整備を実施すること。

ウ 安全な荷役作業を行うための作業手順の作成に協力するとともに、作業手順を遵守していることを作業の立会又は作業場所の巡視により確認すること。

エ 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等荷役作業施設の安全化を図ること。

(4) 自社の労働者と自社以外の労働者が混在して作業する場合の安全対策

ア 上記(3)アからエまでの事項を実施すること。

イ 陸運事業者と協議の上、自社と陸運事業者が行う荷役作業の役割分担を明確に取り決めるとともに、あらかじめ、作業間の連絡調整が円滑になされるようにすること。

ウ 作業間の連絡調整は、施設内で計画されている陸運事業者の労働者が関わる全ての荷役作業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記入した書面を作成し、これを各荷役作業の班長及び作業員等に交付する等により、安全な作業を確保すること。

エ 陸運事業者の労働者に対して、荷役作業の現場において、墜落時保護用の保護帽の着用や、フォークリフトの用途外使用の禁止など法令に違反しないよう、必要な指導を行うこと。また、当該作業に関し、法令に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行うこと。

(5) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の事項等

ア 運転技能講習修了証を携帯していることを確認すること。

なお、最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は特別教育を受けていることを確認すること。

イ フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性の確認がなされたものを貸与すること。

ウ 作業員が資格等を持っていない場合、必要な資格等を持っている自社の作業員に使用させること。

(別添) 安全作業連絡書(例) (前出 別添 2)

【参考資料 2】

関係法令（荷役作業関係）

1 安全衛生管理体制として選任等が必要な管理者等

製造業、陸運業に関し選任等が必要な主な有資格者等は表のとおりです。

名称	説明	法条文
総括安全衛生管理者	製造業では 300 人以上、運送業では 100 人以上の労働者を使用する事業場で選任が必要	法 10 条、令 2 条
安全管理者	製造業、運送業とも 50 人以上の事業場で選任が必要	法 11 条、令 3 条
衛生管理者	全ての業種で 50 人以上の事業場で選任が必要	法 12 条、令 4 条
安全衛生推進者	製造業、運送業とも 10 人以上 50 人未満の事業場で選任が必要	法 12 条の 2、則 12 条の 2
はい作業主任者	高さが 2m 以上のはいのはいはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)では選任が必要	法 14 条、令 6 条 12 号
酸素欠乏危険作業主任者	法令で定める酸素欠乏危険場所における作業では選任が必要	法 14 条、令 6 条 21 号
車両系荷役運搬機械等作業指揮者※	車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは作業指揮者を定めることが必要	法 20 条、則 151 条の 4
積卸し作業指揮者※	一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業又は貨物自動車から卸す作業では作業指揮者を定めることが必要。 (積む作業には、ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。卸す作業には、ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)	法 20 条、則 151 条の 70
安全委員会	製造業、運送業では 50 人以上の労働者を使用する場合、委員会設置が必要	法 17 条、令 8 条

※ 名称は法令上のものではなく一般的なものです。

2 資格等を必要とする業務

(免 許)

次の表の左欄に掲げる業務については、それぞれ表の右欄に掲げる免許を有する者でなければ就業することができません。

業務	免許の種類	法条文
(1) つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（跨線テルハを除く）運転の業務	クレーン・デリック運転士免許又はクレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）	法 61 条、令 20 条 6 号
(2) つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	移動式クレーン運転士免許	法 61 条、令 20 条 7 号
(3) つり上げ荷重が 5 トン以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許	法 61 条、令 20 条 8 号

荷主等向け 荷役災害防止セミナー
 ～ 荷主等の構内でのトラックからの墜落・転落災害を防止しましょう ～

(4) 床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（以下「床上運転式クレーン」という。）で、つり上げ荷重が5トン以上のものの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許、クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）又はクレーン・デリック運転士免許（床上運転式クレーン限定）	法 61 条、令 20 条 6 号
---	--	-------------------

（技能講習）

次の表の左欄に掲げる業務に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる技能講習を修了した者でなければ就業することはできません。

業務	技能講習	法条文
(1) 最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	フォークリフト運転技能講習	法 61 条、令 20 条 13 号
(2) 最大荷重 1 トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	ショベルローダー等運転技能講習	法 61 条、令 20 条 13 号
(3) 最大荷重 1 トン以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	不整地運搬車運転技能講習	法 61 条、令 20 条 14 号
(4) つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	小型移動式クレーン運転技能講習	法 61 条、令 20 条 16 号
(5) 床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン（以下「床上操作式クレーン」という。）で、つり上げ荷重が 5 トン以上のものの運転の業務	床上操作式クレーン運転技能講習	法 61 条、令 20 条 6 号
(6) つり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務	玉掛け技能講習	法 61 条、令 20 条 16 号

（特別教育）

従業員を次の業務に就かせるときは、事業者は当該業務に係る特別教育を実施しなければなりません。

※ これは資格とは異なりますが、特別教育を受けていないとその業務に就くことができないことからここで記載をしたもの。

業務	法条文
(1) 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	法 59 条、則 36 条 5 号
(2) 最大荷重 1 トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	法 59 条、則 36 条 5 号の 2
(3) つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーン運転の業務	法 59 条、則 36 条 15 号
(4) つり上げ荷重が 5 トン未満のデリック運転の業務	法 59 条、則 36 条 17 号
(5) つり上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務	法 59 条、則 36 条 16 号
(6) つり上げ荷重が 5 トン以上の跨線テルハ運転の業務	法 59 条、則 36

荷主等向け 荷役災害防止セミナー
～ 荷主等の構内でのトラックからの墜落・転落災害を防止しましょう ～

	条 15 号
(7) つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務	法 59 条、則 36 条 19 号
(8) 酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	法 59 条、則 36 条 26 号
(9) 自動車（二輪自動車を除く）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんする業務	法 59 条、則 36 条 33 号

3 リスクアセスメント

（事業者の行うべき調査等）

第 28 条の 2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第 1 項及び第 3 項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

【労働安全衛生規則】

（危険性又は有害性等の調査）

第 24 条の 11 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- 二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- 三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 法第 28 条の 2 第 1 項ただし書の厚生労働省令で定める業種は、令第 2 条第一号に掲げる業種及び同条第二号に掲げる業種（製造業を除く。）とする。

（指針の公表）

第 24 条の 12 第 24 条の規定は、法第 28 条の 2 第 2 項の規定による指針の公表について準用する。

（注）則第 24 条の 11 の規定は、「リスクアセスメント」に関するものです。リスクアセスメント（化学物質関係を除く）を実施する必要がある業種は次の業種です。

- ① 製造業
- ② 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ③ 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

（注）指針 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 18 年 3 月 10 日 指針公示第 1 号）

4 トラックの荷台等からの墜落・転落災害の防止関係

(1) 車両系荷役運搬機械とは

【労働安全衛生規則】

(定義)

第 151 条の 2 この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 フォークリフト
- 二 ショベルローダー
- 三 フォークローダー
- 四 ストラドルキヤリヤー
- 五 不整地運搬車
- 六 構内運搬車（専ら荷を運搬する構造の自動車（長さが 4.7 メートル以下、幅が 1.7 メートル以下、高さが 2.0 メートル以下のものに限る。）のうち、最高速度が毎時 15 キロメートル以下のもの（前号に該当するものを除く。）をいう。）
- 七 貨物自動車（専ら荷を運搬する構造の自動車（前 2 号に該当するものを除く。）をいう。）

(2) 作業計画の作成

【労働安全衛生規則】

(作業計画)

第 151 条の 3 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第 151 条の 7 までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適應する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- 2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。
- 3 事業者は、第 1 項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

【解釈】（昭 53. 2. 10 基発第 78 号）

- 1 第 1 項の「車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うとき」の「作業」には、フォークリフト等を用いる貨物の積卸しのほか、構内の走行も含むこと。
- 2 第 1 項の「荷の種類及び形状等」の「等」には、荷の重量、荷の有害性等が含まれること。
- 3 第 2 項の「作業の方法」には、作業に要する時間が含まれること。
- 4 第 3 項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが、内容が複雑な場合等で口頭による周知が困難なときは、文書の配布、掲示等によること。

(3) 作業指揮者の選任

【労働安全衛生規則】

(作業指揮者)

第 151 条の 4 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第 1 項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

【解釈】 (昭 53. 2. 10 基発第 78 号)

作業指揮者は、単独作業を行う場合には、特に選任を要しないものであること。また、はい作業主任者等が選任されている場合でこれらの者が作業指揮を併せて行えるときは、本条の作業指揮者を兼ねても差し支えないものであること。なお、事業者を異にする荷の受渡しが行われるとき又は事業者を異にする作業が輻輳するときの作業指揮は、各事業者ごとに作業指揮者が指名されることになるが、この場合は、各作業指揮者間において作業の調整を行わせること。

(積卸し作業指揮者)

第 151 条の 70 事業者は、一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
- 五 第 151 条の 67 第 1 項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

【解釈】 昭 53. 2. 10 基発第 78 号

第 1 号は、荷の積卸しについて作業を指揮する者が直接具体的な指揮を行わなければならないことを定めたものであること。

本条の作業は、人力によるものが一般的であるが、フォークリフト等車両系荷役運搬機械等を用いて荷役を行うときは、第 151 条の 4 の作業指揮者が兼ねて差し支えないものであること。

(注) 積卸し作業指揮者教育

一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものの貨物自動車等への積卸し作業を直接指揮・監督する者（積卸し作業指揮者）であって、新たに選任される者及び選任されて間もない者には、一定の教育が必要です。この教育については、昭 60. 3. 13 基発第 133 号の厚生労働省通達により、具体的なカリキュラムが示されています。

(4) トラックの荷台等からの墜落・転落災害の防止

(搭乗の制限)

第 151 条の 13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

【解釈】 (昭 53. 2. 10 基発第 78 号)

- 1 本条は、フォークリフトに関する改正前の労働安全衛生規則（以下「旧安衛則」という。）第 4 4 2 条の規定と同様の趣旨から車両系荷役運搬機械等全般に関して設けられたものであること。
- 2 ただし書の「危険を防止するための措置」とは、ストラドルキャリアー等の高所や走行中の車両系荷役運搬機械等から労働者が墜落することを防止するための覆い、囲い等を設けることをいうものであること。

(主たる用途以外の使用の制限)

第 151 条の 14 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

【解釈】 (昭 53. 2. 10 基発第 78 号)

- 1 本条は、墜落のみでなく、はさまれ、まき込まれ等の危険も併せて防止する趣旨であること。
- 2 ただし書の「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

(昇降設備)

第 151 条の 67 事業者は、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

- 2 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

(積卸し)

第 151 条の 70 事業者は、一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
- 五 第 151 条の 67 第 1 項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

【解釈】 昭 53. 2. 10 基発台 78 号

第 1 号は、荷の積卸しについて作業を指揮する者が直接具体的な指揮を行わなければならないことを定めたものであること。

本条の作業は、人力によるものが一般的であるが、フォークリフト等車両系荷役運搬機械等を用いて荷役を行うときは、第 151 条の 4 の作業指揮者が兼ねて差し支えないものであること。

(注) 積卸し作業指揮者教育

一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものの貨物自動車等への積卸し作業を直接指揮・監督する者（積卸し作業指揮者）であって、新たに選任される者及び選任されて間もない者には、一定の教育が必要です。この教育については、昭 60. 3. 13 基発第 133 号の厚生労働省通達により、具体的なカリキュラムが示されています。

(保護帽の着用)

第 151 条の 74 事業者は、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(点検)

第 151 条の 75 事業者は、貨物自動車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、尾燈、方向指示器及び警音器の機能

5 作業間の連絡

【法】

(元方事業者の講ずべき措置等)

第 29 条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第 29 条の 2 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第 30 条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を巡視すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

- 2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事をして2以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る2以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として1人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を2以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。
 - 3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。
 - 4 第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第1項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第1項の規定は、適用しない。
- 第30条の2 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する事業の仕事の発注者について準用する。この場合において、同条第2項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事をして2以上」とあるのは「仕事を2以上」と、「前項」とあるのは「次条第1項」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

（作業間の連絡及び調整）

第643条の2 （読み替え後）

元方事業者は、法第30条の2第1項の作業間の連絡及び調整については、随時、元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。

【解釈】（平18.2.24基発第0224003号）

法第30条の2第1項の元方事業者は、随時、同項の元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならないものとするともに、特定元方事業者の講ずべき措置に準じて、合図、標識、警報を統一し、関係請負人に周知させなければならないものとしたこと。（第643条の2から第643条の7まで）

【参考資料 3】

荷主等の実施事項についての実施状況（調査結果）

熊本労働局が平成 24 年 6 月 29 日に「荷役作業における労働災害防止のために荷主が実施すべき事項について」～県内主要企業に対する自主点検結果まとまる～ として、荷主に対し実施したアンケート調査（自主点検）の結果を公表しています。以下にその概要を紹介します。

※ 熊本労働局の発表全文は、熊本労働局ホームページの「ニュース&トピックス」のページからご覧になることができます。 http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics.html

1 調査方法

熊本労働局が、熊本県内の労働者数 300 名以上（製造業及び商業については 200 名以上）の主要企業 167 社に対して「荷役作業における労働災害防止のために荷主が実施すべき事項」に関する自主点検を別紙の自主点検表により要請し実施した。

2 集計結果の概要

- (1) 自社の構内で陸上貨物運送事業の運転手に荷役作業を行わせている荷主は約 7 割（136 社中 95 社）。
- (2) 上記荷主の約 1 割（95 社中 10 社）で過去 3 年間に荷役作業中の労働災害が発生。
- (3) 荷台等からの墜落災害を防止するための設備等を提供している荷主は約 3 割（95 社中 32 社）。

3 荷主の実施事項の項目別の実施状況

①労働災害防止のための荷主と陸運業者との協議の場の設置	46 社(母数 95 社、実施率 48.4%)
②安全作業連絡書による荷役作業の有無、内容等についての通知の実施	29 社(同、実施率 30.5%)
③荷役作業についての荷主によるリスクアセスメントの実施	43 社(同、実施率 45.3%)
④上記リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置の実施	43 社(母数 43 社、実施率 100%)
⑤荷台からの墜落防止のための設備の設置	32 社(母数 95 社、実施率 33.7%)
⑥上記設備の強度の保持のための点検・整備の実施	27 社(母数 32 社、実施率 84.4%)
⑦陸運業者が実施する安全な荷役作業のための作業手順作成への協力	58 社(母数 95 社、実施率 61.1%)
⑧上記作業手順の遵守状況の確認	66 社(同、実施率 69.5%)
⑨安全通路の確保や立入禁止表示の徹底等の施設の安全化の実施	83 社(同、実施率 87.4%)
⑩荷役作業を共同で実施する際の明確な役割分担の取り決め等の連絡調整の実施	47 社(同、実施率 49.5%)
⑪荷役作業者に対する適正な保護具の着用状況の確認や荷役作業に使用するフォークリフトやクレーンの運転資格の確認及びこれらの荷役機械の適正な使用の確認	67 社(同、実施率 70.5%)
⑫陸運業の荷役作業者に使用させるフォークリフト等の自主点検の実施	65 社(同、実施率 68.4%)
⑬陸運業の荷役作業者がフォークリフト等の運転資格を持っていない場合の運転の代替	61 社(同、実施率 64.2%)

荷主等向け 荷役災害防止セミナー
 ～ 荷主等の構内でのトラックからの墜落・転落災害を防止しましょう ～

4 調査表（自主点検表） ※一部省略

荷役作業における労働災害防止のための荷主に係る自主点検表

点検実施日 平成 年 月 日

事業の種類	
事業場の名称	(TEL - -)
事業場の所在地	
点検者 所属・氏名	所属 氏名
点検者への連絡	(TEL - -)

1 構内での荷役作業（荷物の積卸作業）の実態について

- ①事業場の敷地内でトラックを使用した荷役作業が行われることはありますか。 はい いいえ
 （「いいえ」の場合はここで自主点検は終了となりますので、ここまでの記入でFAXをお願いします。）
- ②①で「はい」の場合、荷役作業の実施者はだれか。 運送業者 自社（荷主自身）共同で実施
- ③①で「はい」の場合、荷役作業の頻度は。 ()ヶ月・()週・()日にトラック()台程度
- ④①で「はい」の場合、荷役作業にフォークリフトは使用しているか。 はい いいえ
- ⑤④で「はい」の場合、フォークリフトの運転手は。 運送業者 自社（荷主自身）両方
- ⑥②の「運送業者」で決まって出入りする業者は何社ほどありますか。 ()社

2 荷役作業中の労働災害の発生について

- ①過去3年間の間に荷役作業中の災害は発生していますか。 した していない
- ②①で「した」の場合、被災者の所属別の発生件数。 運送業者()件 自社（荷主自身）()件
- ③①で「した」の場合、どのような災害が発生したか。（書ききれない場合には、代表的なものをご記入ください。）
- { 具体的に： }

3 荷役作業での安全確保のための荷主の実施事項について

- ①労働災害防止のための運送業者との協議の場を設置しているか。 いる いない
- ②荷役作業の有無、内容等について、安全作業連絡書による運送業者への通知は行っているか。 いる いない
- ③荷役作業についてのリスクアセスメントを実施しているか。 いる いない
- ④上記リスクアセスメントの結果に基づきリスク低減措置を講じているか。 いる いない
- ⑤荷役作業がトラックの荷台上で行われている場合において、荷台からの墜落を防止するための設備を設置しているか。 いる いない
- ⑥上記設備の設置にあたって必要とされる強度の確保及び設置後の点検・整備を定期的の実施しているか。 いる いない
- ⑦運送業者が実施する安全な荷役作業のための作業手順の作成に協力しているか。 いる いない
- ⑧上記作業手順の遵守状況を荷主として作業現場の巡視等で確認しているか。 いる いない
- ⑨安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等の施設の安全化を図っているか。 いる いない
- ⑩自社と運送業者が共同で荷役作業を実施している場合に、明確な役割分担の取り決め及び円滑な作業間の連絡調整は実施しているか。 いる いない
- 注) 作業間の連絡調整は、運送業者の労働者が施設内で関わる全ての荷役作業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記入した書面を作成し、これを各荷役作業の班長及び作業員等に交付する等により実施してください。
- ⑪荷役作業を行う運送業者の労働者に対して、墜落時保護用のヘルメットの着用や荷役作業に使用するフォークリフトやクレーンの運転資格の確認及び用途外使用の禁止等の指導を行っているか。 いる いない
- 注) フォークリフトの運転資格の確認にあたっては、最大荷重1トン以上のフォークリフトについては運転技能講習の修了、1トン未満にあっては特別教育（技能講習の修了も可）を受けていることを確認してください。クレーンについては運転資格の他に玉掛の資格も確認してください。
- ⑫フォークリフトやクレーンを貸与する場合、定期自主検査（年次・月例）を適正に実施した安全な状態のものを貸与しているか。 はい いいえ
- ⑬荷役作業においてフォークリフトやクレーンを使用する場合において、運送業者が無資格である場合には自社の有資格者が代わって運転等を実施するよう措置されているか。 はい いいえ